

申し合わせ事項

日本睡眠学会利益相反に関する指針の細則3「対象者は、自身における以下の①～⑨の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式（別添）に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。」の規程に基づき、日本睡眠学会理事・監事については日本睡眠学会事務局に報告するものである。なお、この自己申告書は日本睡眠学会事務局が保管し、理事長が許可した者は自由に閲覧が出来るものとする。

また、対象者は、その配偶者、一親等以内の親族または収入・財産を共有する者における以下の①～③の事項で、個別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を学会に申告する義務を負うものとする。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- ② 株の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）、指導料については、一つの企業・団体から対して支払われた総額が年間100万円以上とする。
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体がスポンサーとなる寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- ⑨ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。

*上記の申し出により日本睡眠学会の理事会および委員会において、理事、監事および委員は関連する項目によっては議決権を失う場合もある。